相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県山陽小野田市大字郡一〇八八番地、最後の住所山口県山陽小野田市大字鴨庄三〇五番地二八　被相続人　亡　安齊孝太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

山口県山陽小野田市日の出一丁目一番二八号

相続財産管理人　下瀬　豊晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県善通寺市木徳町七一二番地、最後の住所香川県善通寺市仙遊町二丁目三番四三号　被相続人　亡　池田　茂明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

香川県三豊市豊中町上高野二一一〇八番地二

相続財産管理人　細川　良士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市小倉南区大字長野九七八番地、最後の住所福岡県北九州市小倉南区下曽根四丁目五番四四号

被相続人　亡　清永　正則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

福岡県北九州市八幡西区黒崎三丁目一番七号アースコート黒崎駅前ＢＬＤＧ．四階黒崎合同法律事務所

相続財産管理人　溝口　史子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿屋市花岡町四一一二番地、最後の住所東京都足立区宮城一丁目三二番四号足立やわらぎ苑　被相続人　亡　梅本　一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

事務所鹿児島県垂水市田神三四九五番地一

村山ビル二階

相続財産管理人　國師　博文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県名瀬市大字浦上一六九番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大野清太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

鹿児島県奄美市名瀬平松町一七七番地

相続財産管理人　戸内　恭次

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市安里三丁目一八番地、最後の住所沖縄県宜野湾市長田四丁目一七番二七―五〇二号サンハイツ長田

被相続人　亡　保田富美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十一日

沖縄県那覇市泉崎二丁目一五番一五号

相続財産管理人　仲宗根忠真

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十五年十一月二十一日

一、墳墓等所在地　静岡県静岡市葵区横内町三四番地　願勝寺墓地（旧　専長寺墓地）

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍すべて不詳、山田和歌子、近藤もと、山田義鋭、佐藤守信、内野安七、田中静代、野村家　野村吉蔵　野村たま　野村弥市、石崎家　石崎半次郎　石崎サキ、杉本家　杉本矢右ェ門　杉本きく　杉本金蔵　杉本梅、藤森家　藤森金蔵、海津家、小杉家、川田家、小川家　他氏名不詳墓石　八十基

一、改葬を行おうとする者　静岡県静岡市葵区車町五〇番地の一の一　清算法人願勝寺　清算人　渥美　雅裕

無縁墳墓等改葬公告

霊園の適正な管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

平成二十五年十一月二十一日

一　墳墓等所在地　福岡県北九州市若松区大字藤木四八〇―一及び同区大字修多羅一二三二―三八、一三三二―三九、一三三二―五〇

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成25年11月21日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①日商トラベル　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―2702号　④岩城妙子　東京都葛飾区東新小岩４丁目20番６号　⑤日商トラベル　東京都葛飾区東新小岩４―20―６　⑥昭和61年10月21日　⑧平成25年10月21日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都葛飾区東新小岩４丁目20番６号　岩城妙子

一　墳墓等の名称　高塔霊園

一　死亡者の本籍及び氏名（区番及び権利者名）

各死亡者の本籍は全て不詳

①　植木政則・政夫・秀子・正行・アイノ・竹森茂（A―六五　植木アイノ）

②　田島直・吉松タマヨ・サダ（A―一六　田島直春）

③　水口作蔵・敏子（B―一二一　水口浩）

④　得居明・美津子・茂子（S―四八　桑田明美）

⑤　園畠隆司（L―一三一　園畠悟）

⑥　桑原貞雄（F―六一　桑原幸雄）

⑦　氏名不詳（D―五　今田恒幸）

⑧　氏名不詳（H―三九　宮脇典子）

⑨　氏名不詳（C―三　中原正光）

⑩　氏名不詳（B―七二　児玉正男）

⑪　氏名不詳（B―七七　田川正弥）

一　改葬を行おうとする者　北九州市若松区中川町四―三〇　宗教法人林成寺　代表役員　松濤秀道